

第5期勝山市障害福祉計画・第1期勝山市障害児福祉計画(案)についてのパブリック・コメント意見一覧

連番	該当ページ	意見・提言等	市の考え	計画への反映
1	9	○障害者総合支援法の対象疾病の要件 ③患者数が人口の0.1%程度に達しないー要件としない →人口の0.1%に達しなければ要件としないということ は、0.1%以上になれば要件に満たすと解釈できるが、人口に占める割合が少ない方ほど「難病」と思うが、表の解釈の仕方が違っているのでしょうか。	対象疾病が、患者数が人口の0.1%程度に達しなくても、障害福祉サービスは受給可能ということです。 なお、この表は根拠として、H29.1.20全国厚生労働関係部局長会議(厚生分会)資料を参考表として掲載している(記載済み)、表の内容は訂正できませんが、これらの欄が「参考」とであるということが、わかりやすいように表記にします。	(参考資料 H29.1.20全国厚生労働関係部局長会議(厚生分会)資料 より) ・障害者総合支援法の対象疾病の要件  とページの一番下行にあったものを移動、修正します。
2	26	○就労定着支援1年後の就労定着率:80%以上(新) →表中の28年度の定着率が急落しているが、合計は過去7年の平均を表示して国の基準を上回っていると明言しているが、平成30年度からも就労定着率の維持に努めたいとなっている。29年度以降の見通しが不透明であり、本当に国の基準を上回っていると言い切れるのでしょうか。	国から計算式等が示されていないため、平成29年度(見込含む)以前の数値に関して、算出する必要はありませんが、参考表1は、市が持っているデータで独自に試算した参考数値です。 この数値と、就労定着支援開始1年後の職場定着率が8割以上となる国の指針とが、近似値であったため、努力目標としての数値を設定しました。次回3年後には、計算基準が示されると思われませんが、平成30年度から始まる就労定着支援制度を活用し就労の定着に努めていきたいと考えています。	2行目以下を次のように追加、修正します。  市の現状を把握する一助として、市のデータを基に試算したものが、下表(参考表1)で、平成22年度から28年度で平均して定着率が76.2%(※1)であり、1年以降定着率85.7%(※2)となっています。 現在、国の指針である就労定着率の集計方法が表示されていないため、比較はできませんが、

連番	該当ページ	質問	説明
1	6	○育成医療 その身体障害を除去、軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できる者 →効果が期待できるという医師の証明は必要でしょうか。	医師の意見書(指定様式)の提出が必要です。
2	16	○補装具の交付・修理 ○日常生活用具の給付 各種軽減制度の文言について →各種軽減制度については、対象者の方々に周知されているのでしょうか。	対象者や世帯員の市民税等の額で負担額が決定しますので、両制度の申請時に説明しています。
3	23	○表中のグループホームについて →市内にグループホームはどこにあるのでしょうか。また、何か所あるのでしょうか。(認識不足ですみません)	元町、旭町、栄町、芳野町にあり、計5か所です。